

徳島県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき，徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成21年6月30日

徳島県監査委員
 同 同 同 同
 数 藤 善 和
 福 永 義 和
 片 山 義 司
 喜 山 隆 明
 三 木 義 亨

監査結果の公表年月日		平成21年2月17日
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置
1 過年度の債権で回収されていないもの	<p><財団法人とくしま産業振興機構> 設備資金貸付事業，設備貸与事業及び県単設備貸与事業で1年以上未収のものがある。回収の努力は認められるが，なお一層の収入確保に努める必要がある。</p> <p>平成19年度決算額のうち過年度の債権残額 447,330,083円</p>	<p>未収債権の回収にあたっては，職員3名（うち2名は兼務）を配置し，債務者や連帯保証人に対して，電話，文書，訪問等による督促を行い，債務者の状況に応じ，訪問による現金回収の他，振込，手形等による分納等により債権回収を図っている。</p> <p>また，債権回収交渉にあたっては，回収機会を逸しないよう迅速且つ臨機応変な対応の徹底を図っている。</p> <p>このような取り組みの結果，平成19年度決算額のうち過年度の債権残額447,330,083円については，平成21年3月末までに25,920,037円を回収した。</p> <p>今後の取り組みとしては，債務者及び連帯保証人のより細かな現況調査を行い，債務者等の償還能力，資力に応じた効率的な督促・交渉を実施するとともに，状況に応じて法的措置による債権保全策を講じる等，積極的な債権回収を推進し，一層の未収債権削減に努める。</p>
	<p><徳島県住宅供給公社> 賃貸住宅及び駐車場使用料で1年以上未収のものがある。収入を維持しつつ，入居者間で公平な取扱いがなされるよう，滞納者の取扱基準を定めるなど収入確保に努める必要がある。</p> <p>平成19年度決算額のうち過年度の債権残額 1,089,550円</p>	<p>これまでの取組として，賃貸住宅及び駐車場使用料未収金の解消を図るため，滞納者及び保証人に催告書を送付するとともに訪問や電話により納入を指導した。</p> <p>これらの取組の結果，平成19年度決算額で1,089,550円あった未収金のうち，平成21年3月末までに602,350円を収納した。</p> <p>今後とも，引き続き滞納者への納付指導を行い，また，新たな収入未済の発生防止に向け，滞納債権に係る管理基準の策定に向けた検討を行うなど，より一層の収入確保に努める。</p>
2 理事会等の運営で適正でないもの	<p><財団法人徳島県腎臓バンク> 寄附行為で定められた理事会の承認手続が著しく遅延しているものがある。今後，開催方法の工夫等により，理事会の適正な承認を得る必要がある。</p>	<p>新年度が開始する前に理事会を開催し，平成21年度事業計画(案)及び収支予算(案)を審議し承認を得るとともに，平成20年度の事業報告及び収支決算(見込み)を報告した。</p>

また、当バンクの会議における柔軟な対応を可能とするため、現在の寄附行為に、次のとおり、書面表決に関する条項を追加した。

第29条第2項

「理事長は、緊急を要する場合又は簡易な事項については、書面を理事及び評議員に送付して賛否を求め、その過半数の同意をもって会議の議決に代えることができる。」

第29条第3項

「理事長は、前項の結果について、次回の理事会及び評議員会に報告しなければならない。」